社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 地域のつながりハート事業(堺市小地域ネットワーク活動推進事業) 補助金交付要綱

制 定:平成17年4月1日 最近改正:令和 3年4月1日

(目 的)

第1条 この要綱は社会福祉法人堺市社会福祉協議会(以下「協議会」という。) 「地域の つながりハート事業実施要綱」第6条に基づき、同事業補助金の交付について必要な事項 を定める。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象は「地域のつながりハート事業実施要綱」に基づき校区福祉委員 会が実施する同要綱別表に定める地域のつながりハート事業(以下「補助事業」という。) に要する経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、本要綱別表に定める補助基準額の合計と補助事業にかかる実支出額 の合計のいずれか少ないほうの額とする。

(補助金の申請)

- 第4条 この事業の補助金交付申請は、別紙様式により毎年4月末日までに校区福祉委員会 が協議会会長に提出するものとする。
- 2 申請に必要な書類は次のとおりとする。

(1) 地域のつながりハート事業 補助金交付申請書 (別紙様式第1号)

(2) 実施計画書-①、② (別紙様式第2号-①、②)

(3) 収支予算書

(別紙様式第3号)

(4) 福祉委員会役員名簿 (別紙様式第4号)

(5) 補助金交付請求書・口座振込依頼書 (別紙様式第5号)

(補助金の交付の決定)

- 第5条 協議会会長は、補助金の交付の申請を受理した場合は、当該申請に係る書類等によりそ の内容を審査し、不備がなければ、補助金の交付の決定をするものとする。
- 2 協議会会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交 付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助金交付の条件)

- 第6条 この事業の補助金交付の条件として、校区福祉委員会に次の順守事項を定める。
 - (1)補助金は本要綱別表に記載の補助金対象経費以外に使用してはならない。
 - (2) 補助金の全額または一部を執行しなかったときは、補助金の全額または一部を返還 しなければならない。
 - (3) 補助金の算定基礎となるグループ援助活動等の実施回数が、申請時より減ったこと で補助金額が変わった場合は、補助金の差額分を返還しなければならない。
 - (4) この事業に関わる収入および支出を明らかにした現金出納簿等を備え、当該収入お よび支出について証拠書類(領収書等)を5年間保管しなければならない。
 - (5) 各活動の活動日等を明記した書類を5年間保管しなければならない。
 - (6) この事業により収得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後におい ても、その効果的な運営を図らなければならない。

(補助金の交付の決定等の通知)

- 第7条 協議会会長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を「補助金交付決定通知書(様式第6号)」により、補助金の交付の申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。
- 2 協議会会長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、速やかに その旨を申請者に連絡するものとする。

(補助金の交付)

- 第8条 校区福祉委員会は、第7条第1項の規定による通知を受けたときは、「補助金交付請求書・口座振込依頼書(様式第5号)」に補助金交付決定通知書の写しを添えて、協議会会長に対しその定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。
- 2 協議会会長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に補助金を概算払いにより交付するものとする。

(校区福祉委員会の義務)

第9条 校区福祉委員会は、法令(これに基づく命令を含む。)の定め並びに補助金の交付の決 定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければ ならない。

(状況報告)

第10条 校区福祉委員会は、協議会会長の請求に基づき、補助事業の遂行の状況について、協議会会長に報告しなければならない。

(補助金実績報告)

- 第11条 校区福祉委員会は、補助事業が完了した日から30日以内に、別紙様式により事業実績報告を協議会会長に提出しなければならない。
 - (1) 地域のつながりハート事業 補助金実績報告書・精算書 (別紙様式第7号)
 - (2) 実施報告書-①、②

(別紙様式第8号-①、②)

(3) 収支報告書

(別紙様式第9号)

(4) 福祉委員会役員名簿(変更届)

(別紙様式第10号)

2 校区福祉委員会は、前項の規定による実績報告に、この事業に関わる収入および支出を明らかにした現金出納簿等の写しを提出しなければならない。

(補助金の精算)

- 第12条 校区福祉委員会は、概算払いにより補助金の交付を受けたときは、第11条の規定により実績報告を行う際に、「地域のつながりハート事業 補助金実績報告書・精算書(様式第7号)」を提出しなければならない。
- 2 協議会会長は、前項の精算書を審査し、交付すべき補助金の額を超える補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返納を命ずるものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 協議会会長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類等により その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、堺市校 区福祉委員会連合協議会の意見を聞いて協議会会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この事業の補助金が交付されている校区は、当該年度に「校区福祉委員会事業助成金」 を重複交付しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 校区ボランティアビューローに関し、初年度実施校区は年度途中からの活動実施のため、運営経費及び実施回数については本要綱別表に記載する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地域活動備品整備に関し、平成25年度に10万円以上の申請をした校区は、平成26 年度補助金の交付はしない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月6日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

対象事業	事業概要	活動メニュー	補助基準額	対象経費
地域のつながりハート事業 (堺市小地域ネットワーク活動推進事業)	となって、地域住民等の	① 個別援助活動 ○見守り・声かけ訪問活動 ○見食活動 ○配食活動 ○配象事技援助話動 ○外性作業・介の個別援助活動 ②グルーでである。他のののででは、一つででは、できるでででありますが、できますが、できまれば、いいででであり、いいででであり、いいででであり、いいででであり、いいででであり、いいででであり、いいででであり、いいででであり、いいででは、できまれば、いいででは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いい	校区福祉委員会 1ヶ所 4 9 日本 1	事業を実施する。 を要なする。 ただという。 ただを解し、次に掲げる 経費を外が、 ・とののである。 を発力を ・とのである。 ・とのでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでもの

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
④校区ボランティアビューロー運営 (概ね週1回以上) ○交流コーナーの開設運営 ○情報コーナーの開設運営 ○相談コーナーの開設運営	(2)校区ボランティアビューロー運営費 年50回以上 年額100,000円 年50回未満 年額50,000円	
⑤校区ボランティアビューロー設置 ○ビューロー設置に係る初年度経費	(3) 校区ボランティアビューロー設置費 年額100,000円 ただし、1回限り	
⑥お元気ですか訪問活動	(4)お元気ですか訪問活動 費 年額200,000円	
⑦お元気ですか訪問活動・初年度加算○お元気ですか訪問活動開始に係る初年度経費	(5)お元気ですか訪問活動・初年度加算 年額100,000円 ただし、1回限り	